

令和7年度 既存住宅流通促進民間支援事業（建物状況調査・既存住宅売買瑕疵保険に関する普及啓発事業） 質問事項に対する回答

No.	募集要項等 該当ページ	質問事項に係る募集要綱等の具体的な場所	質問事項	回答
1	事業者募集要項 P2	第3 事業内容	<p>住宅購入を検討している一般消費者が、住宅インスペクションに関する知識を理解するための冊子を作成する。その冊子について、中古住宅購入検討者を対象にしたWEB上でプレゼントキャンペーン形式の広告を実施し、住宅インスペクションの普及啓発を図る事業を検討している。</p> <p>この場合、補助対象事業としての要件を満たすか。</p>	<p>事業者募集要項 「第3 事業内容の 1 補助対象事業」に「民間事業者等が都民や住宅購入者に対してインスペクションに関する情報発信・普及啓発を行う事業を対象としている」旨の記載があり、また、「2 要件 (1)」に「建物状況調査の情報発信や普及啓発を行う取組」旨の記載があります。</p> <p>「住宅購入を検討している一般消費者」に対する「住宅インスペクションの普及啓発を図る事業」は上記の「1の補助対象事業」であり、要件の(1)を満たしています。</p> <p>その他の必要な要件を満たしているのであれば、補助対象事業の要件を満たしています。</p>